

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）借入物品の名称

令和 7 年度東部地区県立学校指導者用端末賃貸借 一式

（２）借入物品の仕様

別添令和 7 年度東部地区県立学校指導者用端末賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）借入期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで

（４）納入期限

令和 7 年 10 月 31 日（金）

（５）納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（６）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（７）１の（１）に示した物品を自社で所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約をする者

鳥取県鳥取市湖山町北五丁目 201 番地

鳥取県

鳥取県教育センター所長 小 谷 智 子

4 契約担当部局

鳥取県教育センター

5 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第1号)
- ・質問書 (様式第2号)
- ・入札書 (様式第3号)
- ・委任状 (様式第4号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第5号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)
- ・導入機器の仕様調書 (様式第7号)

6 入札手続等

(1) 入札の手続及び借入物品の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201番地

鳥取県教育委員会教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年5月19日(月)から同月27日(火)までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年5月19日(月)から同月27日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年6月4日(水)午前10時 即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月3日(火)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県鳥取市湖山町北五丁目201番地 鳥取県教育センター本館2階第2研修室

7 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより6の(1)の場所に令和7年5月22日(木)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問に対する回答については、令和7年5月26日(月)までにインターネットの鳥取県教育センターのホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>) によりまとめて閲覧に供する。

8 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、9の事前提出物を作成の上、6の(1)の場所に令和7年5月27日(火)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書(様式第1号)
- (2) 導入機器の仕様調書(様式第7号)
提出に際しては、それぞれの仕様が分かる資料(カタログ等)を添付し、蛍光ペン及び付箋等で該当箇所を明示すること。
- (3) 2の(5)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。)
- (4) 保守体制について
 - ア 迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類(メンテナンスサービス体制図)、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの(代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等)を提出すること。
 - イ 入札参加業者と導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることが分かるものを提出すること。
 - ウ 導入保守業者が複数である場合は、保守連絡体制を統一するとともに、連絡先を特定すること。

10 入札参加資格の審査について

- (1) 8の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年5月29日(木)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県教育センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年5月30日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県教育センター所長は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年6月2日(月)までに書面により回答する。

11 入札について

(1) 入札方法等

- ア 本件入札は、紙による入札とし、(2)に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料(保守料等を含む。)の総額を入札書(様式第3号)に記載すること。
なお、月額あるいは年額ではなく、1の(3)の借入期間中の全ての賃貸借に係る費用の総額であるので間違いのないよう注意すること。
- イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額を含めた金額とする(消費税が不課税又は非課税のものを除く。)。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。
- ウ 賃借料の支払は月ごとに支払うものとするので、落札者は落札決定後、直ちに支払内訳書(任意様式とし、各年度及び各月の支払金額及び消費税額を記載したもの)を6の(1)の場所に提出すること(支払内訳書の内容は契約書に記載することを考慮の上、作成すること)。
なお、賃借料総額に対する各年度の支払金額(以下「年度支払総額」という。)及び年度支払総

額に対する各月の支払金額については、概ね次の割合とし、月割した金額に1円未満の端数があるときは、初月分で調整することとするとし、発注者と協議の上、決定する。

年度	賃借料総額に対する割合	年度支払総額に対する各月の支払割合
令和7年度	6/47	1/6
令和8年度	12/47	1/12
令和9年度	12/47	1/12
令和10年度	12/47	1/12
令和11年度	5/47	1/5

(2) 賃借料の内訳

借入物品の契約期間中の賃借料総額	・借入物品の賃借料（搬入等に要する費用を含む。） ・借入物品を使用し、整備場所等で実施する環境構築等に要する費用 ・賃貸借終了に伴う借入物品のデータ消去、撤去、運搬、処分等に要する費用 ・保険料 ・保守に要する費用
------------------	---

(3) 入札者は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(4) 入札書は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒に件名及び入札者名を記載した上で、密封して提出すること。

ただし、郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に件名及び入札者名を記載した上で、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、それぞれ第1回目、第2回目及び第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(5) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

なお、その際は、入札辞退届を、持参又は郵便等の方法により提出すること。

(6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第4号）を6の（4）の場所（郵便等による入札の場合は6の（1）の場所）に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。

(7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県教育センター所長 小谷 智子」とすること。

(8) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。)

(9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

(10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

(11) 入札者は、協定、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

(12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えるこ

とができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を 6 の (4) の場所（郵便等による入札の場合は 6 の (1) の場所）に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1 案件に対し、入札書を 2 通以上提出した入札
- (7) 政令、会計規則、本件公告及び仕様書又はこの入札説明書に違反した入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非

常勤を含むものとする。以下同じ。) とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア) から(カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 12 の(2) の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、6 の(1) の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、6 の(1) の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。